一般社団法人静岡県測量設計業協会表彰規程

制定 平成元年4月1日

改正 平成 20 年 2 月 21 日

改正 平成24年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人静岡県測量設計業協会に加入企業の職員表彰について必要な事項を定める。

(要件)

- 第2条 会長は、各企業より推薦のあった、次の各号の一に該当する者を表彰する。
 - (1) 企業の永年勤続者。但し、永年の解釈は概ね15年以上を基準とする。
 - (2) 企業内における成績が優秀で企業の発展に貢献している者
 - (3) その業務に必要な発明・改良・アイデア等の提供者で企業においてこれを利用している者
 - (4) その他、特に企業において表彰に値すると認めた者

(表彰)

第3条 表彰は、協会の通常総会において行うものとする。但し、特別の事情があるとき は、臨時に行うことができる。

(負担金)

- 第4条 各企業は、被表彰者1名について、金1万円を負担するものとする。
- 第5条 表彰には、表彰状に添えて記念品を贈る。
- 第6条 既に死亡した者で、第2条に該当するものがあったときは、これを追彰することができる。この場合、表彰状・記念品は遺族に贈る。
- 第7条 既に表彰した者であっても、その後の功績により表彰することができる。

(推薦手続)

第8条 各企業は、表彰に値すると認める者があるときは、毎年3月末日までに別記様式に よる「会長表彰推薦書」を会長に提出するものとする。

(被表彰者の決定)

- 第9条 会長は、各企業より推薦を受けた者を、理事会の議を得て被表彰者として決定する。
- 第10条 この規程の施行について疑義が生じた場合は、理事会に諮り決定する。

附則

この規程は、平成元年4月1日より効力を発する。

附則

- 1. 改正前の表彰規程は廃止する。
- 2. この規程は、平成20年2月21日から施行する。

附則

この改正規程は、一般社団法人の設立登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

(様 式)

会長表彰推薦書

氏 名 (ふりがな)	生年月日· 年令
	年 月 日
	(満 才)
現住所	入社年月日
	年 月 日
職名	職種
(表彰に該当すると認める事項)	
表彰規程第2条第 号に該当する。	

上記の通り推薦します。

平成年月日住所推薦者 企業名代表者名

ED

一般社団法人静岡県測量設計業協会 会 長 様